

最適な特許審査に向けた特許制度のあり方

～産業競争力強化に資する特許保護戦略～

平成14年10月

知的財産戦略大綱

「知的財産立国」実現に向けた政府の基本的な構想（プロパテントの推進）

質の高い知的財産を生み出す仕組みを整え、知的財産を適切に保護し、知的財産が社会全体で活用され、再投資により更に知的財産を創造する力が生み出されてくるという知的創造サイクルがスピードをもって拡大循環すれば、知的財産は大きな利益を生み、経済・社会の発展の強力なエンジンとなる。

知的財産創造のインセンティブの確保には、その適切な保護が不可欠

迅速かつ的確な特許審査・審判

特許等の審査においては、利用者のニーズを踏まえ、的確で安定した権利設定を行うとともに、その審査期間を国際的な水準とすることが是非とも必要

企業の知的財産関連活動についても、量的拡大の追求から、経営戦略の観点から価値の高いものを目指すよう、その基本的姿勢の転換を促すべく、必要な方策について検討すべき

I. 特許審査体制の整備と制度・運用の充実

1. 特許審査体制の強化

2. 創造的技術革新を促す特許審査

3. 国際的な権利取得の円滑化

4. ユーザーニーズに対応した優先的な審査

II. 知財管理の強化に向けた企業の取組の促進

1. 戦略的な知的財産の取得・管理

2. 出願・審査請求構造改革への取組

参考：知的財産戦略大綱

基本的方向：保護戦略

(1) 迅速かつ的確な特許審査・審判

特許出願数の急増は全世界的な傾向であり、世界各国の特許庁においても審査体制の整備が進められているところであるが、審査期間の長期化により権利の成立や行使に影響が生じることが大きく懸念されている。特許等の審査においては、利用者のニーズを踏まえ、的確で安定した権利設定を行うとともに、その審査期間を国際的な水準とすることが是非とも必要である。そのため、最低限、国際的に見て遜色のない迅速かつ的確な審査の実施に向けた取組を推進することとし、2002年度中に2005年度までの計画を作成するとともに、より一層の効率化を図りつつ、審査体制の整備を含む総合的な対策を講ずることが焦眉の急である。さらに、各国での重複審査を避けるために審査共助を図るとともに、特許法や特許審査基準の国際的な調和を通じた相互承認に向けた取組を進め、究極的には世界特許システムを実現することが望ましい。このため、2002年中に、その実現に向けた第一歩として、日米特許庁の協力の下、日米両国に出願された特許について、調査結果・審査結果の相互利用に関する検討を開始すべきである。

また、審判制度についても、迅速かつ的確に判断を示すことにより紛争処理の負担が軽減できるよう、制度の在り方及び実施体制について抜本的な改革を進めることが必要である。企業の知的財産関連活動についても、量的拡大の追求から、経営戦略の観点から価値の高いものを目指すよう、その基本的姿勢の転換を促すべく、必要な方策について検討すべきである。

具体的行動計画：知的財産の保護の強化

(1) 特許審査・審判の迅速化等

① 特許審査の迅速化等

- i) 2002年度中に、審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増が予想される2005年度までの計画を策定する。2002年度以降、その実施等を通じて、審査の質を維持しつつ審査期間の長期化を防ぎ、短縮化に向けた取組を推進する。その際、より一層の効率化を図りつつ、必要な審査官の確保、先行技術調査の外部発注や専門性を備えた審査補助職員の積極的な活用等による審査体制の整備、加えて、企業啓発等による我が国の出願・審査請求構造の改革等の総合的な施策を講ずる。
- ii) 2006年度以降、世界最高レベルの迅速・的確な審査が行われることを目指し、更なる効率化を図りつつ、審査体制の整備に努める。
- iii) 2002年度中に早期審査に関する制度改正の周知徹底を図りつつ、ベンチャー、中小企業、大学、さらに外国関連出願、実施関連出願についての早期審査請求の増大に対処しうる体制を整備する。
- iv) 特許等の出願手続や各種手続書類等の閲覧について、電子政府を推進する施策の一環として、2004年度末までに、インターネットでも可能とする。

I. 特許審査体制の整備と制度・運用の充実

1. 特許審査体制の強化(1)

○知的創造時代を背景として、特許出願、審査請求、国際特許出願が急増する中、適切な特許保護を図るべく、特許審査体制の強化が必要。

図1:特許出願、審査請求、特許登録件数の推移

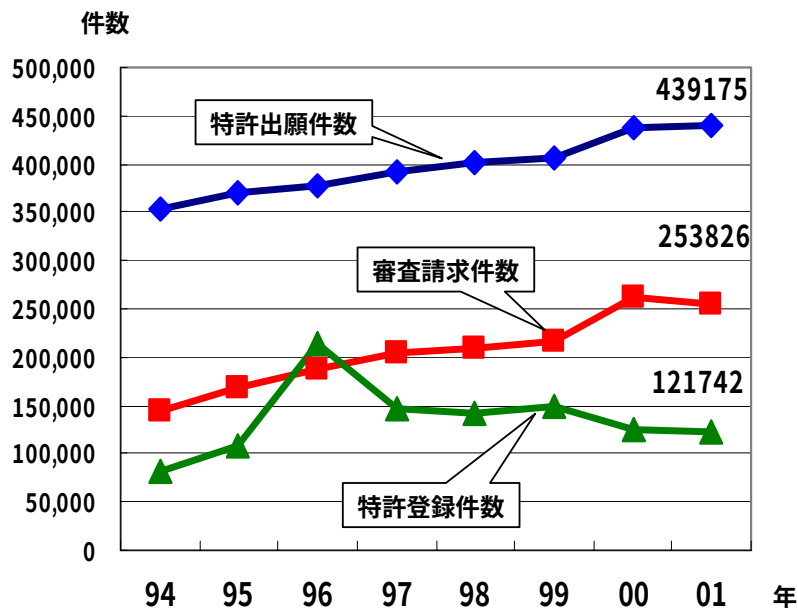
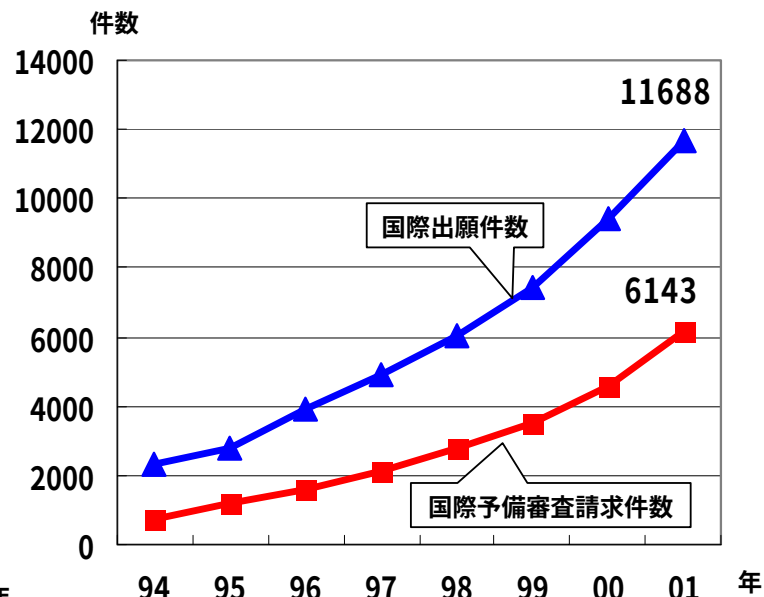


図2:我が国における国際出願及び国際予備審査請求

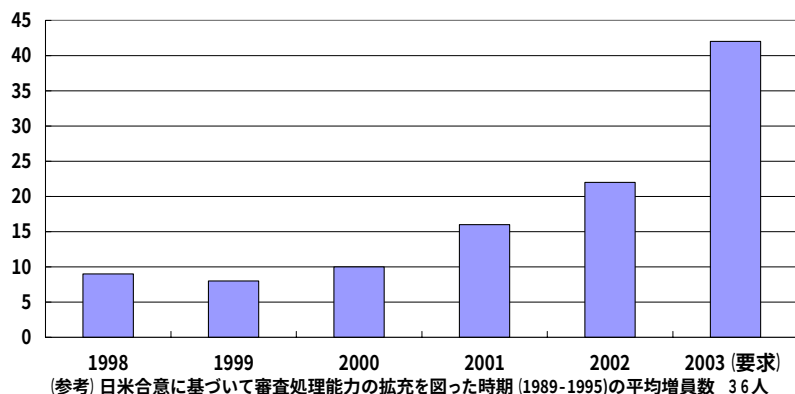


I. 特許審査体制の整備と制度・運用の充実

1. 特許審査体制の強化(2)

- 審査体制の整備に向け、従前より審査官増員とともに、審査の下調査である先行技術調査等のアウトソーシングを拡充。これにより、比較的小規模の審査体制のもと、高いパフォーマンスを実現。

図3：特許審査官の増員数の推移



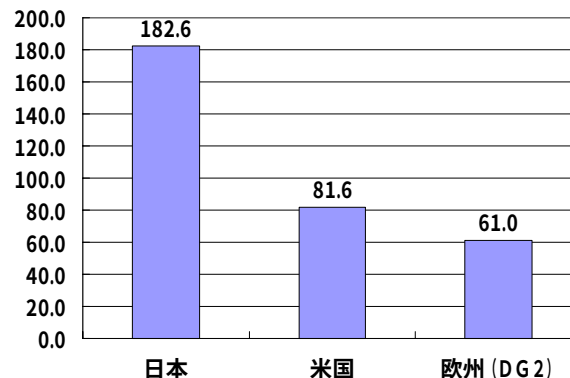
注：増員数は総務省査定ベース (但し、2003年度は総務省要求ベース)

表1：アウトソーシングの予算推移

年度	1998	1999	2000	2001	2002
外注予算 (分類付与+検索外注)	69.4億円	83.9億円	110.4億円	142.2億円	162.9億円
分類付与外注件数	5.2万件	16.3万件	49.6万件	44.2万件	44.1万件
検索外注件数	12.0万件	12.0万件	12.0万件	14.0万件	14.6万件
(内、対話型検索外注)				2.0万件	6.0万件

図4：2001年の日米欧一人当たりの最終審査+

国際予備審査件数比較 (米国のみ2001年度)



I. 特許審査体制の整備と制度・運用の充実

1. 特許審査体制の強化(3)

- 引き続き、審査官増員を図るとともに、より効率的なアウトソーシングを実現すべく、対話型検索外注の拡充が必要。
- 専門的知識を有した補助職員 of 積極的活用も考慮。

1. 検索外注

(1) 対話型検索外注

検索者が審査官と直接面談して、先行技術文献調査結果の報告を行うことにより、審査官による本願発明や先行技術文献の内容理解の効率化を図る。

(2) 納品型検索外注

先行技術調査結果を記載した報告書(外注納品物)を参照することによって、先行技術文献調査の効率化を図る。

2. 補助職員

- ・現在、審査官に対し、予備的な見解を示す特許審査調査員等の非常勤職員を活用。
- ・新技術分野の専門的知識を有するポスドク等の活用にも努力。

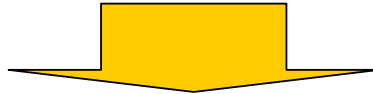
図5:対話型検索外注及び納品型検索外注のイメージ



I. 特許審査体制の整備と制度・運用の充実

2. 創造的技術革新を促す特許審査

- 技術革新が加速し、グローバル化が進展する中、先端技術分野等における研究開発成果を適正に保護することにより、知的財産創造のインセンティブを強化し、我が国の産業競争力強化につなげることが必要。



審査体制等の整備

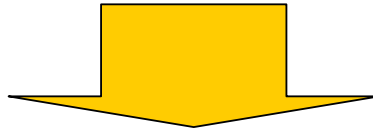
- 新技術分野等における審査基準の明確化と国際調和
- 迅速な権利付与を可能とする制度・体制整備
- 適正な保護水準を担保する的確な審査の維持
- 出願人・代理人との十分な意思疎通の確保による円滑な審査

産学官連携推進に向けた特許制度

- 大学・公的研究機関・TLOの料金減免
- 大学等における特許取得環境の整備（文部科学省と協力）
- 大学関連出願の早期審査

3. 国際的な権利取得の円滑化

- 世界経済がグローバル化する今日、国際的な権利取得の円滑化を目指し、制度調和や国際協力を推進。あわせて、急増する国際特許出願への対応が急務。



環境整備に向けた取組

- 制度及び審査基準の国際的調和の推進
- 急増する国際特許出願(PCT出願)に対応した制度・体制の見直し
- 日米・三極等、国際協力の推進
- 先進国間の審査官交流の推進
- 海外への我が国特許庁の審査結果の提供

I. 特許審査体制の整備と制度・運用の充実

4. ユーザーニーズに対応した優先的な審査

○審査待ち期間が長期化するおそれが高い中、ユーザーのニーズに応え、事業化のタイミングを逃さない権利付与に向け、早期審査制度の周知徹底に向けた取組が必要。

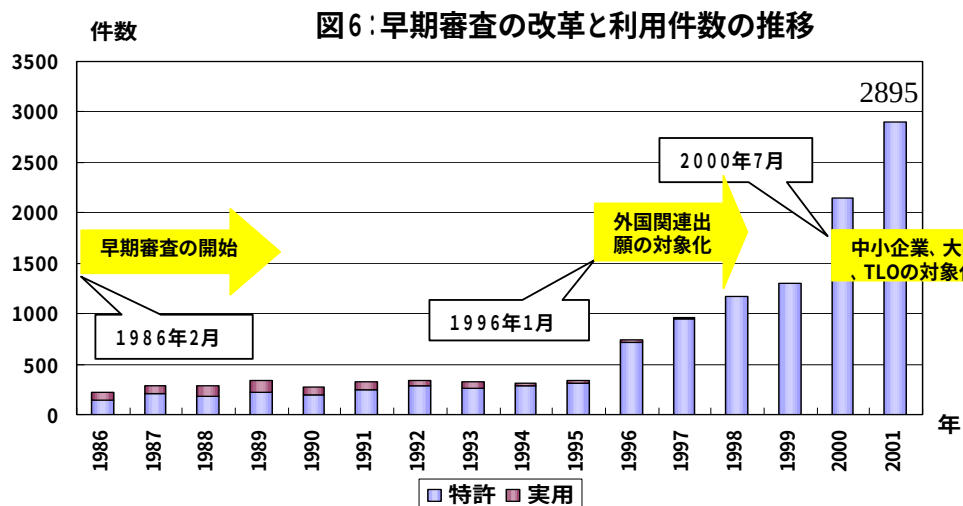


図8：早期審査の申出と内訳

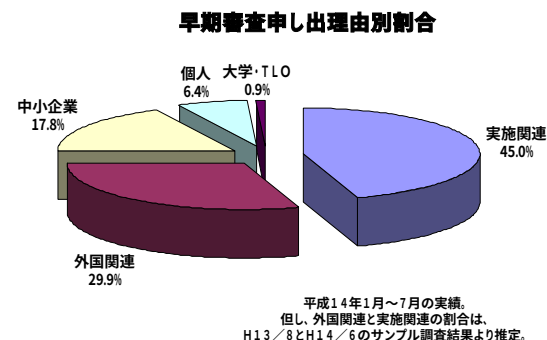


図7：早期審査の審査待ち期間実績

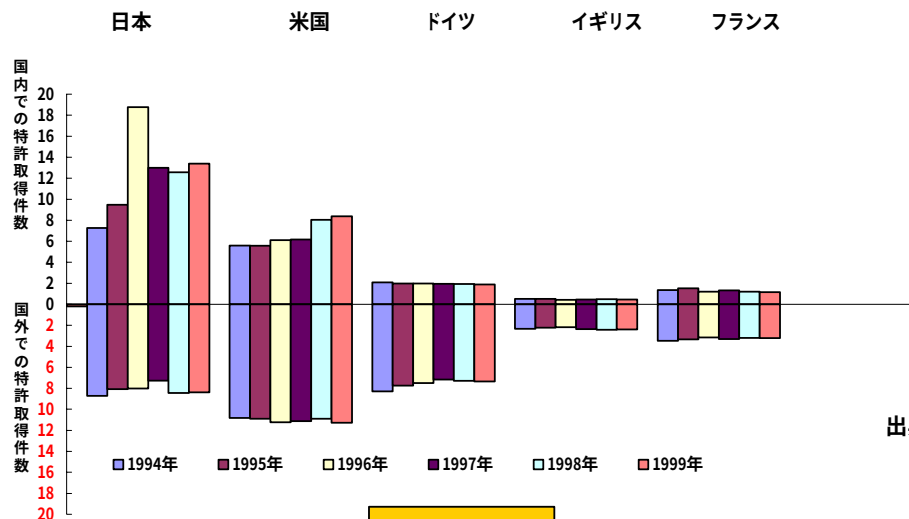
	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
審査待ち期間	4.4月	3.4月	3.6月	3.1月	3.3月

II. 知財管理の強化に向けた企業の取組の促進

1. 戦略的な知的財産の取得・管理 (1)

○知財大綱は、「企業における戦略的な知的財産の創造・取得・管理」として、「欧米に比して、その出願の多くは国内重視の傾向が強く、外国出願の比率は低い。(中略) 我が国企業にとっては、今後、グローバルな競争を意識した戦略的な対応が急務であり、国際競争に耐え得る高度な発明の創造を促進し、その発明についての特許を世界的に確立すべく、企業に早急な対応を促す(中略)」と指摘。

図9：国内及び国外における特許取得件数推移

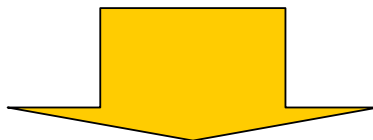


出典：WIPO統計

II. 知財管理の強化に向けた企業の取組の促進

1. 戦略的な知的財産の取得・管理 (2)

- 経営戦略の観点から価値の高い知的財産を重視し、知的財産管理を強化する企業行動を促すとともに、戦略的かつ効率的に特許を取得することを奨励する環境が整っているか。



- 戦略的なプログラム策定のための指針の策定。
(経営・市場環境小委員会において検討)
- 国際的な権利取得の円滑化。(前掲)
- コスト負担の不均衡の是正と適正な審査請求行動を促す料金体系の導入。
(別添)

II. 知財管理の強化に向けた企業の取組の促進

2. 出願・審査請求構造改革への取組 (1)

- 特許性の乏しい出願の審査請求が相当程度あるため、審査負担を増大させ、結果として、我が国全体の審査遅延の一因となっている。
- 我が国の産業競争力強化に資する出願に対し、国際的にみて遜色のない迅速かつ的確な特許権付与が重要。
- このため、限りある審査能力をできる限りこれらの出願に振り向けることが必要。

図10：特許率（過去4年）推移

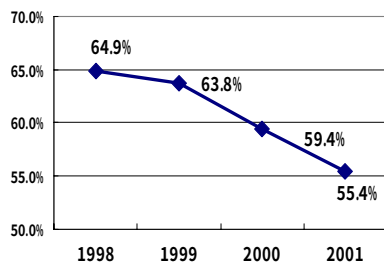


図11：一次審査に対する戻し拒絶査定及び最終審査件数（特許査定＋拒絶査定）に占める割合

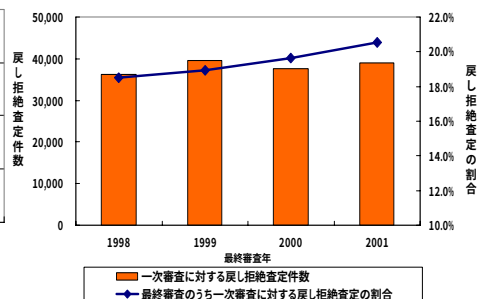


図12：審査請求件数と審査着手件数との不均衡

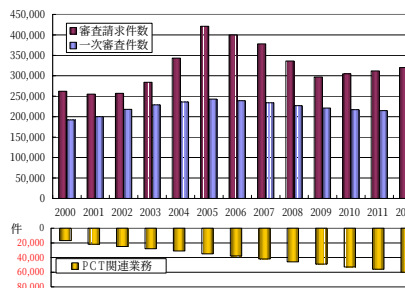
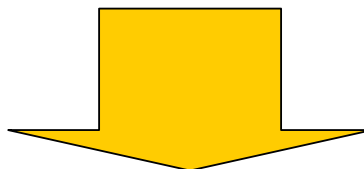
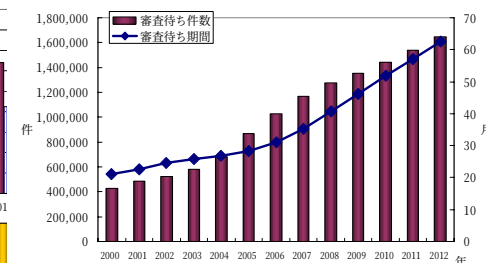


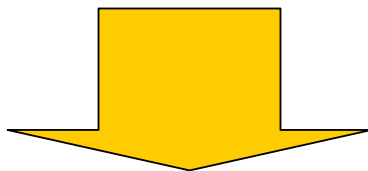
図13：審査待ち件数、審査待ち期間の推移予測



II. 知財管理の強化に向けた企業の取組の促進

2. 出願・審査請求構造改革への取組(2)

○知財大綱で指摘する「出願・審査請求構造改革」に向けた取組が急務。



- 特許制度は公的なインフラであり、その効率的な運用に向けユーザーへの協力要請が必要。
- コスト負担の不均衡の是正と適正な審査請求行動を促す料金体系の導入。
(前掲、別添)